



自治基本条例とまちづくり⑬

今回は、第3章 コミュニティの形成(第16条～第22条)についてご紹介し
ます。ここでの「コミュニティ」とは、多様な個人が地域で共に暮らし、連携して
地域課題に自主的に取り組む中で生まれる人と人のつながりのことです。



第16条 市民は、安心して心豊かに暮らすことができるコミュニティを形成するために、自発的な意思によ
ってお互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら活動するように努めます。

第17条 市民は、お互いに育みあえるコミュニティを形成するために、多世代、多文化及び多分野の交流
を大切にします。

第18条 市民は、自らコミュニティを形成するために、市民が主体となり地域の個性を活かした運営が大
切であるため、お互いの意見を尊重した上、熟議し、市民自らの手で決定し、実行します。

第19条 満20歳未満の青少年及び子ども(以下「青少年等」という。)は、年齢に合わせてまちづくりに参加
することができます。

2 コミュニティは、青少年等が自立した市民へ成長するように見守ります。

3 市は、青少年等がまちづくりに参加する権利を保障します。

第20条 市長等は、第18条に定めるコミュニティの形成について、その仕組
みを整え、活動の後押しをします。

第21条 市長は、コミュニティの形成に向けて、一定のまとまりのある地域の
市民が、互いに協力し、自ら地域づくりに取り組むための最も身近で公的な
自治の単位の設置について、地域と協議し、実行していきます。

第22条 市長等は、市民と協働し、コミュニティの形成の発展を支える人材を
育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければなり
ません。



子ども達にもまちづくりに参加する権利を保障しています。皆さん一人ひとりがまちづくりの主役です。
お互いの意見を尊重し、話し合いを繰り返しながら、よりよいコミュニティを作っていきます。

☎ 市民協働課 ☎ (55)7113

みなさんは自動車などを運転し
ている時に、サイレンを鳴らし赤
色灯を点灯して走行する消防車や
救急車に遭遇したことはありません
か？道路交通法では、消防車な
どの緊急自動車は一刻も早く「災
害による被害を軽減する」「傷病者
を医療機関へ搬送する」ための優先
通行することができ、一般の車両
はその走行を妨げてはならないと
定められています。

緊急走行中の緊急自動車が近づ
いてきたら、車両は交差点付近で
は交差点を避け、道路の左側に
寄って一時停止、その他の場所で
は周囲の状況に配慮し、すみやか
に左側（状況によっては右側）に
寄って進路を譲っていただきます
ようお願いいたします。



【緊急車両の通行に
ご協力を！】

近年では技術の進歩によって車
両の遮音性が向上してサイレン音
が聞こえにくくなっています。そ
れが要因となって緊急自動車の接
近に気付くのが遅れがちになり、
慌てて急ハンドルや急ブレーキを
することで、二次災害につながる
恐れもあります。



消防車などは緊急走行中に車載
のマイクやサイレン、前照灯の切
り替えなどを活用して、周囲の車
両に出来る限り早く気付いてもら
えるように努めています。

緊急自動車サイレンを鳴らし
て接近してきた場合には、スムー
ズな緊急走行ができるよう皆様の
ご理解とご協力をお願いします。

☎ 消防本部 予防課 ☎ (26) 1109